

令和 4 年 9 月 1 日現在

機関番号：32649

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2021

課題番号：18K01316

研究課題名(和文) 実効的な防御権の保障のための実証的、比較法的研究

研究課題名(英文) Empirical and Comparative Study for Effective Criminal Defense

研究代表者

高平 奇恵 (Takahira, Kie)

東京経済大学・現代法学部・准教授

研究者番号：30543160

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：日本の刑事訴訟法は当事者主義を採用しており、被告人と検察官とは訴訟当事者として対等な立場にあるが、双方の訴訟活動を支える手段として平等な武器が与えられているとはいえない。また、とりわけ逮捕・勾留中の被疑者取調べは糾問的な形で行われており、黙秘権が認められているとはいえ、被疑者が捜査機関と対等な立場で取調べに臨むことは容易ではない。そこで、被疑者・被告人に効果的な防御権を保障するための改革が行われるべきである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本の刑事司法制度の特徴として、統計に基づく有罪率の高さと検察官の訴追裁量権が広範であること、取調べが重視される捜査手法と、取調べ受忍義務論、弁護人の立会権が保障されていないこと等があるが、これらが複合的に作用して誤判が生じるリスクが高まっている可能性があるといえる。そして、実効的な防御権の保障の実現のために今後、特に改革が求められる点として、公的弁護制度の拡大、糾問的取調べの改革、保釈の権利の拡充、証拠へのアクセス権の拡大、証人尋問における武器対等の実現、再審手続の改革が必要であるとの結論を得た。

研究成果の概要(英文)：Because the Japanese CCP adopts the adversary system, the defendant and public prosecutor have equal positions as parties to the action. However, it is difficult to say that equality of arms is guaranteed in relation to the means of supporting each side's litigation activities. Furthermore, the interrogation of suspects under arrest or detention is inquisitorial, and there are limitations on the effective exercise of procedural defence rights, rendering it difficult for suspects to deal with the interrogation on an equal footing to investigative agencies, even though the right to silence is granted. In this regard, criminal defence should be improved in Japan.

研究分野：刑事訴訟法

キーワード：防御権 誤判 身体拘束 弁護人の援助を受ける権利

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

被疑者・被告人の防御権が実効的に行使されるためには、規程上、被疑者・被告人に権利が保障されるだけでは足りない。このことは、接見交通権(刑法39条1項)の保障の内実が、弁護士の戦略的訴訟の展開により拡大されてきた事実からも明らかである。被疑者・被告人が実効的な防御権の行使をするためには、その権利行使を援助する援助者である弁護人や、その権利の内容を知り、行使を可能とするための情報が不可欠である。

特に、実効的なリーガル・エイドのあり方は、近年、国際社会において共通の重要な課題として認識されている。SDGsの16.3は、「国家および国際的なレベルでの法の支配を促進し、すべての人々に司法への平等なアクセスを提供する。」とし、ドーハ宣言では、(第13回国際連合犯罪防止刑事司法会議で採択)5の(c)で、以下のように述べる。

「刑事司法制度における法律扶助へのアクセスに関する国際連合の理念と指針の趣旨に従い、十分な資力のない人の場合、あるいは法的公正の観点から必要とされる場合について、必要に応じてこの分野における国家的計画を策定することを含め、刑事手続における有効な法律扶助へのアクセスを拡大するために法律扶助に関する政策の見直し及び改善を行うこと、そして、すべての事項に関しあらゆる形態の効果的な法律扶助へのアクセスを提供し、保障する能力を涵養すること。」

このように、防御権の実質化のための制度の確立は、国際的な共通の課題である。EUでは、欧州人権裁判所のサルダズ事件(2008年11月27日、36391/2号)を契機に、刑事手続における早期接見の波ともいえるべき制度改革がなされている。2009年、加盟国共通のロードマップが作成され、2010年、2012年、2013年、それぞれ刑事手続、特にアクセス権に関連するEU指令が発出され、さらに2016年には、刑事手続における訴訟費用援助に関する指令(2016年1919号)が発出された。

しかし、日本では2016年の刑事訴訟法改正においても、全勾留事件に被疑者国選の対象が拡大されるにとどまる。国際的なリーガル・アクセス及びリーガル・エイドの実質化の試み、欧州の刑事手続の開始時からの実効的な防御権行使を目指す刑事手続の制度改革を参考に、刑事手続における実効的な防御権の行使を実現するための方途が明らかにされなければならない。

2. 研究の目的

被疑者・被告人が実効的な防御権行使をなしうることは、適正な事実認定、裁判の公正性の不可欠の前提である。被疑者・被告人の防御権が実質的に保障されているというためには、その実効性の確保の制度が不可欠である。

本研究では、刑事手続上実効的な防御をするために必要な権利の内容及び範囲を明らかにするとともに、刑事手続の開始から終了まで、一貫して防御権を行使しうるための被疑者・被告人に対する法的援助の在り方を検討する。また、現行法の規定上保障されている権利が、実務上どの程度実効的に行使されているかを分析・検討することを通し、現行制度における防御権の促進要因、及び、阻害要因を明らかにする。これらの分析・検討を通し、権利行使の実態を踏まえた規定・制度・運用の各段階の防御権の実質的保障について評価をするとともに、その改善の具体的方策の手がかりを得ることを目的とした。

3. 研究の方法

国内実態調査として、刑事弁護に取り組む弁護士に対する聞き取り調査を実施した。また、さらに、単位弁護士会への刑事弁護の質の維持・向上のためにどのような対応をしているのかについて、アンケート調査を行った。

諸外国の状況については、文献調査、海外研究者との意見交換等を通じて検討した。

国内統計資料や国内実態調査の結果について、研究協力者らと意見交換を行い、諸外国との相違点を意識しつつ、現状の手続の課題や、改善の手がかりを探索した。

4. 研究成果

日本の刑事訴訟法は当事者主義を採用しており、被告人と検察官とは訴訟当事者として対等な立場にあるが、双方の訴訟活動を支える手段として平等な武器が与えられているとはいえない。また、とりわけ逮捕・勾留中の被疑者取調べは糾問的な形で行われており、黙秘権が認められているとはいえ、被疑者が捜査機関と対等な立場で取調べに臨むことは容易ではない。

このような状況下で、当番弁護士制度などの弁護士会の独自の取組みにより、被疑者国選弁護制度が開始され、段階的に拡大された。一方、現在の政府は今の日本独特の刑事司法制度を擁護しようとする意識が強く、国際社会の一員として刑事司法分野における国際人権基準の形成・発展に進んで貢献しようという姿勢は弱く、現状においても、上述の問題状況は継続している。

実効的な弁護権の保障のためには、少なくとも以下の点につき、被疑者・被告人に効果的な防御権を保障するための改革が行われるべきである。

(1) 公的弁護制度の拡充

刑事訴訟法は逮捕留置中の被疑者に国選弁護人の請求権を認めていない。当該不備を補うために、弁護士会が自主的な事業として、逮捕された被疑者のために当番弁護士制度や被疑者弁

護援助制度を運営している。しかし、その財源は弁護士会の会費収入等によって賄っており不安定であって、公的財源を投入し、被疑者国選弁護制度の逮捕段階への拡大等、その公的制度化を速やかに実現すべきである。

(2) 糾問的取調べの改革

逮捕・勾留中の被疑者に対しては取調べ受忍義務を課した取調べが行われている。逮捕・勾留は取調べ時間の確保のためではないことが理論的に明確にされるべきである。

現実に不当な取調べによる自白の強要や誘導が行われることを防止するために、義務的録音・録画を原則的にすべての取調べに拡大すべきである。また、捜査と拘禁を完全に分離し、拘禁制度自体が自白を獲得する手段として悪用されることのないようにすべきである。

被疑者にとって取調べは、捜査官に対し自己に有利な事実を伝えることができる機会でもある。

ところが、取調べには弁護人の立会権が認められていない。被疑者にとっては、取調べの際に黙秘するか、質問に応じるかを、弁護人の助言を得ながら判断できるのでなければ、弁護人の有効な援助を受けていることにはならない。

そこで、被疑者取調べへの弁護人の立会権が認められるべきである。

(3) 保釈の権利の拡充

近年、勾留率は低下する傾向にあるとはいえ、起訴前保釈制度がないことが、もしそれがあれば回避可能な被疑者勾留が継続される原因となっている。また、起訴後の保釈についても、「罪証隠滅を疑うに足りる相当な理由」から権利保釈の除外を認めており、被告人が否認していれば該当性が肯定されるような濫用を誘発するおそれがある。そこで、起訴前段階からの保釈を可能にするとともに、罪証隠滅のための具体的行為の疑いを権利保釈の除外事由の要件に加えるよう、保釈制度が見直されるべきである。

(4) 証拠へのアクセス権の拡大

被疑者段階の証拠開示制度がなく早期の防御活動の支障になっている。また、起訴後の証拠開示についても、公判前整理手続に付されない大半の事件においては、検察官による任意開示に多くを依存している。さらに公判前整理手続においても、被告人がその存在を知らなければ、被告人にとって有利な証拠が開示されないまま埋もれてしまう可能性は残っている。そこで、これらの問題を解消するための証拠開示制度の拡充が図られるべきである。加えて、証拠開示制度を有効に機能させるために捜査機関に対して証拠の保管を義務付ける規定を新設すべきである。

(5) 証人尋問における武器平等の実現

憲法 37 条 2 項は被告人の検察側証人に対する証人審問権を保障し、また刑事訴訟法 320 条は伝聞法則を採用している。しかし、同法 321 条 1 項 2 号による検察官供述調書の伝聞例外規定は、被告人の検察側証人に対する審問の機会を不公正に制限し、あるいは審問の効果を不当に弱めている。そこで、憲法 37 条 2 項の保障する公正で対等な証人審問の機会が被告人に与えられるよう、とりわけ刑事訴訟法 321 条 1 項 2 号の伝聞例外規定は見直されるべきである。

(6) 再審手続の改革

再審請求手続は有罪判決確定後の冤罪救済制度として重要である。とりわけ死刑事件において誤った刑の執行により人命を奪うことがあってはならない。再審請求人への国選弁護人の請求権の付与や再審請求のための証拠開示手続の創設等、再審請求手続を誤判救済手続として有効に機能させるための法改正が行われるべきである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計36件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 Koji Tabuchi	4. 巻 87巻1号
2. 論文標題 Effective Criminal Defence in Japan (1)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 九州大学法政研究	6. 最初と最後の頁 87-126
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Koji Tabuchi	4. 巻 87巻2号
2. 論文標題 Effective Criminal Defence in Japan (2)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 九州大学法政研究	6. 最初と最後の頁 378-426
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 豊崎七絵	4. 巻 102
2. 論文標題 大崎事件最高裁決定による刑訴法411条1号準用の「論理」とその不当	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 69-76
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 斎藤司	4. 巻 59巻1号
2. 論文標題 ドイツにおけるえん罪救済の現状と課題	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 刑法雑誌	6. 最初と最後の頁 108-212
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 斎藤司	4. 巻 92巻10号
2. 論文標題 ドイツにおける被疑者取調べへの弁護士立会いとその理論的根拠	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 77-80
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 斎藤司=川崎拓也	4. 巻 92巻12号
2. 論文標題 弁護士立会の実践と理論的可能性	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 131-137
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田倫識	4. 巻 104
2. 論文標題 弁護士立会い否定論に対する批判的考察	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 15-19
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田倫識	4. 巻 92巻11号
2. 論文標題 弁護士立会権の理論的根拠に関する一考察	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 114-117
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田倫識	4. 巻 92巻12号
2. 論文標題 ギリスにおける弁護人の援助を受ける権利 弁護士立会権を中心に	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 71-73
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田倫識	4. 巻 59巻1号
2. 論文標題 イギリス刑事事件再審委員会の現状と課題	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 刑法雑誌	6. 最初と最後の頁 77-89
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高平奇恵	4. 巻 105
2. 論文標題 判決書からみた介護殺人事案の量刑の課題	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 22-27
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高平奇恵	4. 巻 37
2. 論文標題 通信傍受法第32条第3項の解釈についての一考察	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 現代法学	6. 最初と最後の頁 75 - 90
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高平奇恵	4. 巻 98
2. 論文標題 勾留の判断における前科・前歴等被疑者の属性の考慮	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 38 45
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高平奇恵	4. 巻 70巻2号
2. 論文標題 刑事手続における司法アクセス	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 自由と正義	6. 最初と最後の頁 111 - 125
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田淵浩二	4. 巻 102
2. 論文標題 連載 日々の刑事弁護の実践例から理論を考える 第5回 / 大阪地決平31・1・15 / 公判前整理手続における自白の任意性立証署名・押印のない供述調書の使用、質問調査と刑訴法301条の2の関係：理論的検討	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 114 - 117
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 豊崎七絵	4. 巻 2019年10月
2. 論文標題 取調べ録音録画記録と自白評価・事実認定 (今市事件控訴審判決)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 新・判例解説Watch	6. 最初と最後の頁 203 - 206
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 豊崎七絵	4. 巻 774
2. 論文標題 現代に生きる陪審制度論の古典（パウル・ヨハン・アンゼルム・フォイエルバッハ著 / 福井厚訳『陪審制度論』の書評）	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 112
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 豊崎七絵	4. 巻 92巻1号
2. 論文標題 再審請求権の本質	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 75-80
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 斎藤司	4. 巻 101
2. 論文標題 全面証拠開示論の再検討 憲法論・政策論の二元的根拠論の試論的提唱	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 45-50
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 斎藤司	4. 巻 92巻3号
2. 論文標題 証拠の保管・管理の在り方	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 12-18
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 斎藤司	4. 巻 29号
2. 論文標題 捜査活動に対する法律による規律	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 犯罪と刑罰	6. 最初と最後の頁 49-72
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田倫識	4. 巻 98
2. 論文標題 黙秘・否認と罪証隠滅	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 31-37
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田倫識	4. 巻 1544
2. 論文標題 被告人と接見中の弁護人によるDVD音声の再生	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 ジュリスト臨時増刊	6. 最初と最後の頁 172-173
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田倫識	4. 巻 25号
2. 論文標題 保護室収容中の未決拘禁者と弁護人等との面会	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 新・判例解説Watch	6. 最初と最後の頁 207-210
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田倫識	4. 巻 776
2. 論文標題 職務遂行弁護士（刑事収容施設法127条2項3号）と受刑者との間における信書の秘密性	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 126-126
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 豊崎七絵	4. 巻 90巻8号
2. 論文標題 訴訟法上の事実の認定の可視に関する新規・明白な証拠と刑法435条6号札幌おとり捜査事件即時抗告棄却決定	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 132 135
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 豊崎七絵	4. 巻 96号
2. 論文標題 特集・袴田事件即時抗告審決定の批判的検討 企画の趣旨	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 72 73
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 豊崎七絵	4. 巻 85巻3号
2. 論文標題 今市事件控訴審判決における事実認定上の問題点 - 状況証拠による事実認定論（5）-	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法政研究	6. 最初と最後の頁 245 283
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 豊崎七絵	4. 巻 95号
2. 論文標題 最判平22・4・27の読解とその活用可能性	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 93 97
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田倫識	4. 巻 57巻3号
2. 論文標題 弁護人の接見交通権	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 刑法雑誌	6. 最初と最後の頁 498 504
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田倫識	4. 巻 406号
2. 論文標題 自白の証拠能力ー自白法則と違法収集証拠排除法則	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 34 37
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田倫識	4. 巻 98
2. 論文標題 黙秘・否認と罪証隠滅	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 31 37
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 齋藤司	4. 巻 28号
2. 論文標題 井戸田刑事訴訟法理論と「当事者主義」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 犯罪と刑罰	6. 最初と最後の頁 109 130
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高平奇恵	4. 巻 70巻2号
2. 論文標題 刑事手続における司法アクセス	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 自由と正義	6. 最初と最後の頁 23 35
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高平奇恵	4. 巻 36号
2. 論文標題 悪性格証拠の許容性の判断手順の在り方	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 現代法学	6. 最初と最後の頁 111 125
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 豊崎七絵	4. 巻 第3版
2. 論文標題 第1編第4章 弁護及び補佐	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 後藤昭ら編『新・コンメンタール 刑事訴訟法』	6. 最初と最後の頁 61 - 126
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 田淵浩二
2. 発表標題 Features of Japanese criminal procedure and necessary reforms
3. 学会等名 京都国連犯罪防止会議（京都コンgres）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 田淵浩二
2. 発表標題 Effective Criminal Defence in Japan
3. 学会等名 World Justice Forum
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 田淵浩二
2. 発表標題 Police Custody in Japan
3. 学会等名 国連犯罪防止刑事司法員会第28回会議
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計5件

1. 著者名 豊崎七絵 = 石田倫識 = 高平奇恵ほか	4. 発行年 2020年
2. 出版社 現代人文社	5. 総ページ数 976
3. 書名 刑事法学と刑事弁護の協働と展望	

1. 著者名 豊崎七絵 緒方桂子 = 豊島明子 = 長谷河亜希子編	4. 発行年 2020年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 256
3. 書名 日本の法 第2版	

1. 著者名 『冤罪白書』編集委員会編	4. 発行年 2019年
2. 出版社 燦燈出版	5. 総ページ数 290
3. 書名 冤罪白書	

1. 著者名 斎藤司	4. 発行年 2019年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 440
3. 書名 刑事訴訟法の思考プロセス	

1. 著者名 斎藤司 福島至編	4. 発行年 2020年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 344
3. 書名 團藤重光研究	

〔産業財産権〕

〔その他〕

Kyoto Congress 2020 Session Information
<http://www.un-congress.org/Session/View/2ee05c79-e689-4385-8fd8-f3e1b0d72234>

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	田淵 浩二 (Tabuchi Koji) (20242753)	九州大学・法学研究院・教授 (17102)	
研究分担者	斎藤 司 (Saito Tsukasa) (20432784)	龍谷大学・法学部・教授 (34316)	
研究分担者	石田 倫識 (Tomonobu Ishida) (20432833)	愛知学院大学・法学部・教授 (33902)	
研究分担者	豊崎 七絵 (Toyosaki Nanae) (50282091)	九州大学・法学研究院・教授 (17102)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------